

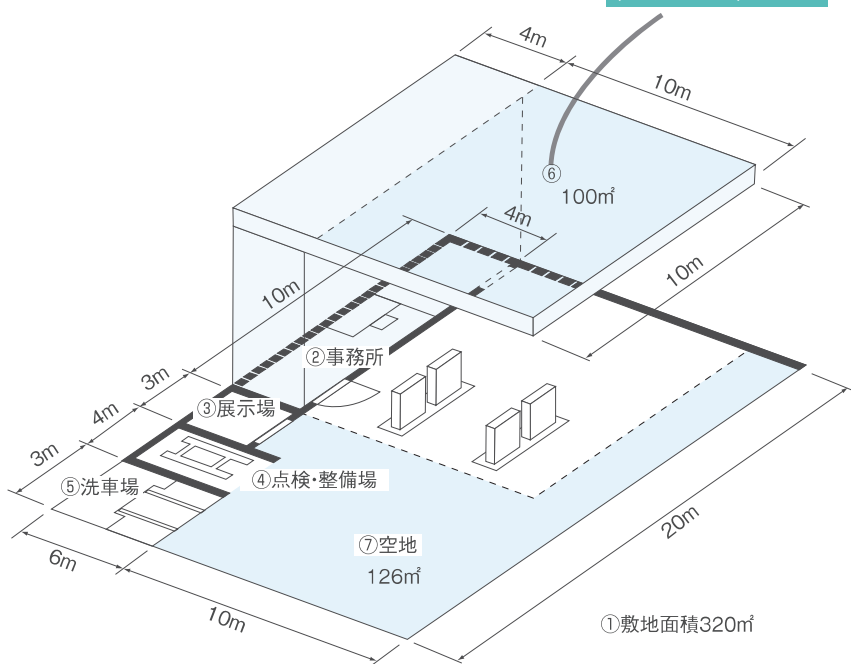
ガソリンスタンド (屋内給油取扱所)

- 敷地面積 ————— 320㎡
- 事務所 ————— 40㎡
- 展示場 ————— 12㎡
- 点検・整備場 ——— 24㎡
- 洗車場 ————— 18㎡
- 上屋部分(キャノピー) —100㎡
- 空地 ————— 126㎡



キャノピー付のガソリンスタンドには大型消火器が必要です。

上屋部分(キャノピー)100㎡



危険物の規制の政・省令の一部改正により給油取扱所(ガソリンスタンド)の「屋内給油取扱所」について基準が整備されました。

「屋内給油取扱所」を設けた場合には、第4種消火設備(大型消火器)と第5種消火設備(小型消火器)を設置しなければなりません。

計算例

上屋(キャノピー)の面積の規模により決まります。

●上屋面積が敷地面積から事務所、洗車場等を差し引いた面積の1/3を超える場合「屋内給油取扱所」となり、大型消火器を設置しなければなりません。

$$\text{上屋面積(キャノピー)} > \left(\frac{\text{敷地面積} - \text{建屋面積}}{3} \right)$$

- ①敷地面積—20m×16m=320㎡
- ②事務所—10m×4m=40㎡
- ③展示場—3m×4m=12㎡
- ④点検・整備場—4m×6m=24㎡
- ⑤洗車場—3m×6m=18㎡
- ⑥上屋部分(キャノピー)—10m×10m=100㎡
- ⑦空地—10m×10m+2m×10m+2m×3m=126㎡

★計算例

$$\begin{aligned} \text{⑥}100\text{㎡} &> \frac{\text{①}320\text{㎡} - (\text{②}40\text{㎡} + \text{③}12\text{㎡} + \text{④}24\text{㎡} + \text{⑤}18\text{㎡})}{3} \\ &= \frac{\text{⑥}100\text{㎡} + \text{⑦}126\text{㎡}}{3} \approx 75\text{㎡} \end{aligned}$$

●「屋内給油取扱所」の上部に上階を有し、一方のみが開放されているものに関しては、固定泡消火設備、第4種消火設備(大型消火器)、第5種消火設備(小型消火器)、自動火災報知設備が必要です。

おすすめする大型消火器

●大型消火器



PEP-50S

PEP-50